

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

公 告

公 告

次に掲げる審査請求に対する裁決をするに当たり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項本文の規定により、裁決の送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することができないことから、同項ただし書の規定により公示の方法によって裁決の送達をします。

行政不服審査法第51条第3項後段の規定により、この公告文の掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなされます。

なお、当職は、裁決書の謄本を保管しており、いつでも裁決の送達を受けるべき者に交付しますので、申し出てください。

令和5年6月1日

静岡市長 難波 喬 司

記

1 審査請求の表示

地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項本文、第342条第1項及び第343条第1項並びに静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）第3条第1項及び第58条第1項の規定により審査請求書上の審査請求人佐藤久雄（以下単に「佐藤久雄」という。）に平成30年度分から令和4年度分までの固定資産税をそれぞれ課するため、平成30年から令和4年までの間において、当職が佐藤久雄にこれらの固定資産税をそれぞれ賦課した5件の処分に係る固定資産税の額を、同法第417条第1項前段の規定による価格等（同法第389条第1項の価格等をいう。）の修正に伴い、令和5年2月7日付けで当職がそれぞれ増加させた5件の処分に、同年3月29日付け（到達は、同日）で何人かが佐藤久雄の名において当職に対して提起した審査請求（令和5年第3号事件）

2 審査請求人及び処分庁（審査請求書上の表示）

（1）審査請求人

静岡市葵区水見色360番地 特別養護老人ホームりんどう

佐藤 久雄

(2) 処分庁

静岡市長 田辺 信宏

3 裁決書の謄本を管理する局部課かい

財政局税務部税制課 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所静岡庁舎新館 3 階

電話 054-221-1029